

古賀市中小企業等応援金の給付について

概要 古賀市では、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しくなった地域経済の回復をめざし、売上の減少が生じている市内中小法人及び個人事業者に応援金を給付します。

給付対象者 令和2年3月末までに開業しており、古賀市内に主たる事業所、店舗等を有し、令和2年1月から令和2年12月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上減少している中小企業等で、年間事業収入が120万円以上の事業者。
※古賀市小規模事業者緊急支援金を受給した事業者のうち、古賀市中小企業等応援金に該当すると考えられる事業者へは、古賀市より申請書を送付します。
※必ず別紙「対象となる中小企業等」を参照してください。

給付額 売上が50%以上減少している場合：1事業者あたり20万円
売上が30%以上50%未満減少している場合：1事業者あたり10万円
※但し、同一代表者が複数の事業所の代表を兼ねる場合は1事業者分のみ

申請期限 令和3年2月26日（金）17:00まで（当日消印有効）

必要な書類

○必要書類は、要件によって異なります。必ず「古賀市中小企業等応援金該当・非該当チャート」を参照のうえ、どのチェックリスト様式に当てはまるかを確認してください。

○チェックリスト様式に必要な書類を記載しております。必要な書類を完備のうえ提出してください。

（注）給付については1回のみですが、減少率が30%以上50%未満で古賀市中小企業等応援金を10万円受給し、その後減少率が50%以上となった月が発生し、20万円の給付対象となった場合は、差額の10万円を給付します。その場合は、チェックリスト様式2及び差額交付申請書を使用してください。

その他 交付決定通知書は、申請者の所在地に送付します。

申請方法

- 原則郵送（新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送による申請にご協力ください）
- 市役所内の特設ボックスへの投函も可能
【特設ボックス設置場所】
開庁時間：市役所正面玄関の総合案内横
閉庁時間：市役所裏の警備員室横

郵送先及び問い合わせ先

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1-1
古賀市役所 **事業者緊急支援窓口**
（市役所第2庁舎2階）

専用電話：092-692-1099

窓口・電話対応日時：平日 8:30~17:00

※土・日・祝及び年末年始（12/29~1/3）を除く